

「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に
関する民間事業者向けガイドライン」(案)に関する意見書

2016年(平成28年)8月5日

日本弁護士連合会

消費者庁における、現行の「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の改定に当たり意見公募が行われている、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(案)(以下「本ガイドライン案」という。)について、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 本ガイドライン案は、①通報窓口の利用者等の範囲の拡充、②通報者の秘密保持の強化、③通報等を理由とする不利益取扱いを行った者等に対する措置の導入、④いわゆる社内リニエンシー制度の導入、⑤一定の独立性を有する通報ルートの整備を求めている点は評価できるが、通報者の通報に必要な資料の取得については、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、公益通報を行うために必要な資料の取得に係る行為が懲戒処分に該当しない旨の記載が盛り込まれておらず、通報者に対する是正措置の有無、内容についての通知等の事業者の通報を受けて取り組むべき措置において不十分である。
- 2 事業者における公益通報の実効性ある活用のためには、現行ガイドラインの改定にとどまらず、公益通報者保護法の改正が必要不可欠であり、実効性ある法改正を速やかに行うことを強く求める。

第2 意見の理由

- 1 本ガイドライン案は、現行ガイドラインから、①通報窓口の利用者等の範囲の拡充、②通報者の秘密保持の強化、③通報等をしたことを理由として不利益取扱いを行った者や通報等に関する秘密を漏洩した者に対する懲戒処分その他適切な措置、④いわゆる社内リニエンシー制度の導入、⑤一定の独立性を有する通報ルートの整備を求めるもので、本ガイドライン案がその制定の目的とする「事業者のコンプライアンス経営への取組の強化、社会経済全体の利益の確保」とともに、通報者の保護に一定程度、資するものとして評価できる。
- 2 しかしながら、通報者の通報に必要な資料の取得行為について、不正の利益を

得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、公益通報を行うために必要な資料の取得に係る行為を理由として懲戒処分の対象としないことについての記載を欠いており、通報を受けて事業者が是正措置をとった場合の通報者に対する是正結果の通知は努力義務にとどまり、是正措置をとらない場合の通報者に対する通知には言及がない(Ⅱ-3(2)(是正措置にかかる通知))ため、通報者の側は事業者には是正を委ねておくことが適切なかどうかの判断ができない。是正措置をとった場合にはその内容を、とらない場合についてもその旨を、通報者に対して通知を行うこととすべきである。

また、本ガイドライン案Ⅱ-3(2)3つ目の表題は、(通報者等への謝意の表明)となっているが、その内容は謝意の表明にとどまるものではなく、通報者に対する正当な評価及び報奨であり、またこの点こそが重要なのであるから、その表題は(通報者等に対する正当な評価)などとするべきである。

今日、事業者の内部通報制度はその持続的発展に欠かせないものとなっているが、通報者の保護が十分に全うされ、制度が従業員等に信頼されていなければ活用されないのであるから、本ガイドライン案にも、通報者保護の意義、重要性について明記しておくべきである。

さらに、今般の本ガイドライン案の改正にあわせて、事業者が内部規定等を自ら整備することができるよう、現在、消費者庁ウェブサイトに掲載されている、通報処理に係る内部規程例・様式例・規程集などについても、本ガイドライン案に整合するように早急に整備すべきである。また、それまでの間、暫定的に、これらの内部規程例・様式例・規程集は本ガイドライン案を満たしていないことを明記しておくべきである。

なお、本ガイドライン案は民間事業者を対象とするものであるが、行政機関についても同様の趣旨は妥当する。「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」についても、同様の改正を行うべきである。

- 3 本ガイドライン案は、事業者において内部通報制度を整備する指針としての位置付けであり、その採用は事業者の任意に委ねられている上、同案に則った内部通報制度が整備されたとしても、上記に述べたとおり内容において不十分である。

事業者の内部通報の取扱いについて消費者庁から本ガイドライン案が示され、その運用を推奨することによって、事業者の自浄作用を向上させ、通報者に対する不利益措置を低減させる一定の効果はあっても、本ガイドライン案は、今日、求められている公益通報者保護制度の一部に係るものに過ぎない。通報者にとって解雇や配転等の不利益処分の影響は甚大であり、その被害の回復には多大な困

難を伴う。当連合会は、2011年2月18日付け「公益通報者保護制度の見直しに関する意見書」及び2015年9月11日付け「公益通報者保護法日弁連改正試案」等により、公益通報者保護に必要な改正の内容を提言してきた。また、2016年6月9日付け「公益通報者保護の実効性を高める法改正を求める会長声明」で指摘したとおり、同法の施行後10年を経過し、事業者の不祥事が相次ぐ一方で公益通報は活用されていない現状を考えれば、通報者が安心して公益通報を行うことができるようにするために、公益通報者保護法の抜本的改正が必要不可欠である。

以上